(三)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる特定株式の範囲に、内国法人のうちその設立の日以後一〇年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う当該業務により取得されるものを追加することとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）

(三)　住宅の取得等をした家屋（以下「新規住宅」という。）をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から三年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下「従前住宅等の譲渡」という。）をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととした。（租税特別措置法第四一条及び第四一条の三関係）

(1)　居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

(2)　居住用財産の譲渡所得の特別控除

(3)　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

(4)　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(四)　国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の四の三関係）

(1)　個人が、令和三年以後の各年において、国外中古建物（個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、当該不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際に所得税法の規定により定められている耐用年数を一定の方法により算定しているものをいう。以下同じ。）から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなす。

(2)　右記(1)の国外不動産所得の損失の金額とは、その個人の不動産所得の金額の計算上国外中古建物の貸付けによる損失の金額（当該国外中古建物以外の国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額がある場合には、その損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額として一定の方法により計算した金額をいう。

(3)　右記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累積額からは、右記(1)により生じなかったものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除する。

(五)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(六)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

(七)　先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産に係るデリバティブ取引（左記(六)において「暗号資産デリバティブ取引」という。）の差金等決済に係る雑所得等を除外することとした。（租税特別措置法第四一条の一四関係）

(六)　先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一五の二及び附則第七三条関係）

(1)　適用対象となる差金等決済の範囲から、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を除外する。

(2)　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から令和二年一二月三一日までの間に行われる暗号資産デリバティブ取引の差金等決済については、先物取引に関する支払調書の提出及び先物取引の差金等決済をする者の告知を要しないこととした。

(七)　寡婦控除の特例を廃止することとした。（旧租税特別措置法第四一条の一七関係）

(八)　公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものを加えることとした。（租税特別措置法第四一条の一八の三関係）

(三)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1)　適用対象となる特定新規株式の範囲に、次に掲げる株式を追加する。

イ　内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの

ロ　内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、第一種少額電子募集取扱業務を行う一定の者が行う当該業務により取得されるもの

(2)　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(3)　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(4)　特定新規株式の取得に要した金額として寄附金控除の適用を受けることができる限度額を八〇〇万円（改正前一、〇〇〇万円）に引き下げる。

(三)　認定住宅をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から三年目に該当する年中に認定住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下「従前住宅等の譲渡」という。）をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、認定住宅について認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととした。（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

(1)　居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

(2)　居住用財産の譲渡所得の特別控除

2

法人課税

(一)　高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象者の範囲に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する認定管理統括事業者及び管理関係事業者（これらの者が同法に規定する特定連鎖化事業者である場合のその連鎖化事業の加盟者を含む。）を加えるとともに、償却割合を一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の三〇）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）